

部活動に係る活動方針

宮城県東松島高等学校

1 目的

部活動は、学校教育の一貫として、生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を身に付けるといった大きな教育的意義がある。

これを踏まえながら、「生徒の健全育成とバランスのとれた学校生活の実現」の観点から、部活動の適正化を図り、より一層充実・発展することを目的に、「部活動に係わる活動方針」を策定する。

2 具体的方針

- (1) 生徒の健全な発育や身体能力の向上を目指し、生徒のバランスの取れた生活や成長への配慮等を行うため、練習時間や休養日の設定を行う。
- (2) 指導に当たっては、適切な指導を行い、体罰や不祥事（ハラスメント行為等）を防止する。
- (3) 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止に努める。

3 部活動の発起申請・入部

- (1) 4月と9月に部活動発起申請期間を設定する。部活動を立ち上げたいと考えている生徒は、顧問（教諭・常勤講師）を依頼（運動部は正顧問1名・副顧問1名以上、文化部は顧問1名以上）し、部活動発起申請書に必要事項を記入し（賛同者1名以上）、生徒指導部に提出する。その後、生徒指導部会・職員Mを経て活動が認められる。活動期間は3月31日までの単年度登録とする。
- (2) 入部は生徒の自由意志に基づく。入部の手続きは所定の届を顧問とSAに提出する。
（複数の部への登録を可とする）

4 部活動運営上の留意点

- (1) 活動は平日を基本とし、土・日・祝日は休養日とする。ただし、練習・大会参加・ボランティア活動・コンクール参加など、土・日・祝日に活動をする場合は、事前に顧問が管理職に報告し、必要に応じて保護者への連絡（プリント等の配布）をすること。長期休業中は土・日・祝日に準じた扱いとする。
- (2) 1日の活動時間は2時間程度とする。土・日・祝日の活動は3時間程度とし、行事、種目・活動の特性、地域行事等を考慮しつつ、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。また、安全に配慮し事故防止に努めることとする。（早朝練習は禁止とする）

(3) 定期考査前・考査中に係わる活動について、考査開始1週間前から、考査終了日までの活動を原則禁止とする。ただし、公式大会やコンクール等の時期が近いなどの理由で、活動を希望する場合は、顧問から生徒指導部に申し出ることとする。

(4) 部室の使い方、用具の管理、活動中の服装、体調不良時に判断について

- ① 活動前には、顧問が健康チェックを行う。
- ② 活動前には、器具、用具、施設の安全点検を行う。
- ③ 活動には適切な服装で参加する。(運動部は運動着を着用すること)
- ④ 活動終了時には、必ず使用場所の清掃(モップがけ等)を行う。
- ⑤ 活動終了時には、各部で器具庫・部室の施錠をし、鍵の管理は顧問が行う。

5 その他

部活動における生徒への旅費等補助については「教育振興会部活動振興費支出規定」の内規による。